

第2次渋川市生涯学習推進計画

基本理念

ふるさと渋川を愛する人づくりのための生涯学習活動の推進



平成 30 年 2 月

渋川市生涯学習推進本部

はじめに



澁川市生涯学習推進本部長 澁川市長 高木 勉

本市は平成 18 年 2 月に、澁川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村の 6 市町村が合併し、まちづくりの指針である「澁川市総合計画」に掲げた将来像「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」の実現に向けて、市民と行政が協働連携しながら取り組んできました。また、平成 27 年度には「澁川市教育振興大綱」を策定し、本市の目指すべき将来像として「学び合い、励まし合い、ともに生きる澁川市民を目指して」を掲げました。

こうした中、平成 25 年 1 月には、生涯学習推進のための分野別計画として「澁川市生涯学習推進計画」を策定し、平成 25 年度からこの計画に基づき、基本理念である「地域の教育力を高める生涯学習活動の推進」を実現するための取り組みを行い、様々な成果を上げてきたところです。

「澁川市生涯学習推進計画」は、平成 29 年度末をもって 5 年間の計画期間が満了することから、この間の生涯学習に関する取り組みを検証するとともに、社会情勢の変化などを考慮し、平成 30 年度からの 10 年間の計画期間とする「第 2 次澁川市生涯学習推進計画」を策定しました。この計画では「ふるさと澁川を愛する人づくりのための生涯学習活動の推進」を新たな基本理念とし、市民一人ひとりがさらに豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学習した成果を適切に生かせる澁川市を目指して、取り組むこととなりました。

今後もこの「第 2 次澁川市生涯学習推進計画」を基に、生涯学習活動支援を充実し、一人でも多くの市民が生涯学習活動に携わることで、生きがいをもった暮らしが送れることを願っています。

最後に、本計画の策定にあたって貴重なご意見やご提案をいただいた市民の皆様から心から感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご協力とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

平成 30 年 2 月



澁川市教育委員会 教育長 後藤 晃

澁川市教育委員会では、子どもたちの生きる力を育むため、特色ある教育の推進と併せ、学校・家庭・地域の連携を図っています。また、本市における様々な今日的課題に取り組むため、毎年度、「澁川市教育行政方針」を策定し、教育・文化の振興に努めています。この「澁川市教育行政方針」の基本方針のひとつとして、「生涯にわたって主体的に学習に取り組み、成果を生かすことのできる生涯学習の充実」が掲げられています。

生涯学習の充実を図るため、本市では「澁川市生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習を推進してきましたが、計画期間である 5 年が経過することから、このたび「第 2 次澁川市生涯学習推進計画」が新たに策定されました。この「第 2 次澁川市生涯学習推進計画」では、前計画で設定した 4 つの基本目標「学ぶ」「集う」「活かす」「創る」を踏襲し、これを指針として、これまでの 5 年間の生涯学習活動の取り組みを一層充実させることとしました。さらに本計画では「つなぐ」をキーワードとし、個人の生涯学習活動の取り組み成果を地域づくりや人づくりに活用し、次世代につなぐことを意識しました。

本計画を基に、次世代につなげていける生涯学習活動の取り組みを行うことで、郷土を誇りに思う市民が数多く生まれることを願っています。そのためには、市民と行政の協働は欠かせません。今後とも本計画の推進のため、市民の皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

平成 30 年 2 月

第2次渋川市生涯学習推進計画

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の経過と趣旨 1
- 2 生涯学習の動向 2
 - (1) 国・県の動向 2
 - (2) 渋川市の動向 3
- 3 計画の位置付け 4
- 4 計画の構成 4
- 5 計画の期間 5

第2章 前計画における取り組み・成果及び課題

- 1 生涯にわたる学びの実現（学ぶ） 6
- 2 集いによる人間関係を育む学びの実践（集う） 7
- 3 学習成果の地域活用（活かす） 7
- 4 地域の特性を活かす学びの創造（創る） 8

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念「ふるさと渋川を愛する人づくりの
ための生涯学習活動の推進」 9
- 2 基本目標・施策の方向 9
- 3 計画の体系 11

第4章 計画の進め方（推進体制と進行管理）

- 1 計画の推進体制 12
- 2 計画の進行管理 12

1 計画策定の経過と趣旨

本市における生涯学習の推進に関する施策については、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の計画期間とする「渋川市生涯学習推進計画」（以下「前計画」という。）に基づいて展開し、基本理念として掲げる「地域の教育力を高める生涯学習活動の推進」の実現に向け、行政、市民共に事業実施に努めてきました。

前計画は、「心豊かな活力ある地域づくり」の実現のため、生涯学習に関する全庁的な取り組みを整理し、体系化を図り、学習活動に対する支援体制を整えると共に、市民が自己実現や生活向上のために自らにあった手段、方法により行っている生涯学習活動による成果が地域に還元され、人々が学びをとおして結びつき、学習成果が地域づくりに活かされるよう、地域づくりを支える人づくりの指針とすることを目的としました。

市では、市長部局、教育委員会部局共に生涯学習に係る多様な事業に取り組んでいますが、この 5 年間で多くの市民の参加があり、生涯学習に対する気運が一段と高まりました。

また、平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、市においても市の実情に応じた教育、学術、文化並びにその振興に関する総合的な施策として、「渋川市教育振興大綱」を平成 27 年度に策定しました。これは、渋川市総合計画における教育に関する基本方針や施策の方向を踏まえて、この大綱の目的である「学び合い、励まし合い、ともに生きる渋川市民を目指して」を実現するための方針や取り組みを定めたものです。

前計画の計画期間が、平成 30 年 3 月 31 日をもって満了したことから、本市の現在の生涯学習活動の状況を踏まえ、さらに生涯学習を推進するために、今後 10 年間の「第 2 次渋川市生涯学習推進計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

2 生涯学習の動向

(1) 国・県の動向

- 平成 25（2013）年 6 月、第 2 期教育振興基本計画が閣議決定されました。ここでは平成 18（2006）年に全面的に改正された教育基本法の第 3 条で示された「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現がはからなければならない。」とする生涯学習の理念を踏まえ、教育再生の実現を目指して、生涯の各段階を貫く教育行政の 4 つの基本的方向性「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」が示されています。
- 平成 27（2015）年 3 月、教育再生実行会議（平成 25 年に閣議決定された、教育改革推進のための内閣の諮問機関）が『「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について』と題した第六次提言を行いました。ここでは、社会に出た後も、多様な全ての人が、都市でも地方でも、学び、輝き続ける社会を構築するため、誰もが学び続けられるような環境を整備し、学んだ人がその成果を社会で生かし、夢と志のために挑戦できるよう、社会全体で学びを支援することが必要としています。また地方創生を成し遂げるために、地域を担う人材の育成が必要とされています。
- 平成 27（2015）年 4 月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が施行され、教育の政治的中立性、継続的・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うこととなりました。
- 平成 28（2016）年 4 月、群馬県が「ぐんまの家庭教育応援条例」を施行しました。この条例では、各家庭が主体的に家庭教育に取り組むための環境整備に努めるとともに、家庭教育を社会全体で応援し、地域の宝である子どもたちが、将来に希望を持ち健やかに成長することをともに喜びあえる県を目指すとし、家庭を取り巻く学校や地域住民、地域活動団体、事業者、市町村、その他の関係者が、各家庭の自主性を尊重しつつ、連携を図り家庭教育を支えていくためのそれぞれの役割や施策を示しています。

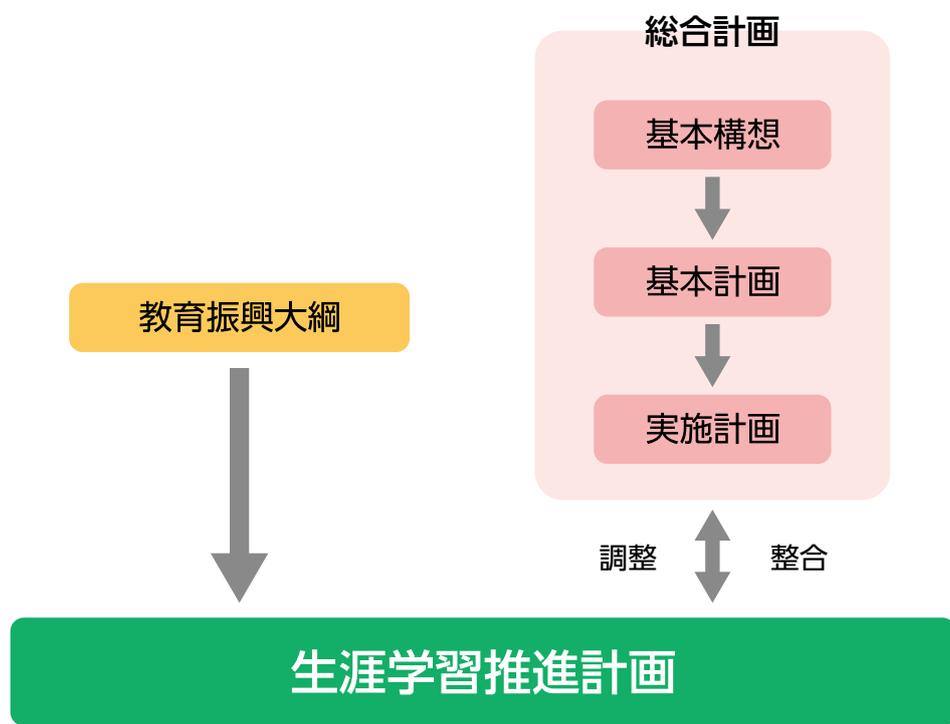
(2) 渋川市の動向

- 平成 25 (2013) 年 1 月、渋川市生涯学習推進計画を策定し、「地域の教育力を高める生涯学習活動の推進」を基本理念とし、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の市としての生涯学習に対する取り組みの方向性を示しました。
- 平成 26 (2014) 年 4 月から、地域の主体的な生涯学習活動による地域づくりを支援するため、市内全自治会を対象として、生涯学習地域づくり推進事業補助金の交付を開始しました。
- 平成 27 (2015) 年 3 月、「渋川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育てと成長の喜びを実感できる魅力のあるまち渋川」の実現に向けて、「地域における子育ての支援」、「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」、「子育てを支援する生活環境の整備」、「職業生活と家庭生活との両立の推進」、「子どもの安全の確保」、「要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進」の 7 つの目標を施策の柱として、総合的に子育て支援施策の推進に取り組むこととなりました。
- 平成 27 (2015) 年 12 月、本市の目指すべき将来像「学び合い、励まし合い、ともに生きる渋川市民を目指して」を実現するため、「渋川市教育振興大綱」を策定しました。
- 平成 27 (2015) 年 12 月、本市の人口動向、将来人口推計などを分析し、人口の将来展望、目指すべき将来の方向を示す市人口ビジョンを踏まえ、今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を取りまとめた「渋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。
- 平成 28 (2016) 年 2 月、「群馬県 地域・大学連携モデル事業」を活用し、中央公民館と上武大学が連携して市民を対象とした意識調査を行い、「地域づくりの拠点としての渋川市公民館の役割～現状分析と今後についての提言～」をまとめました。
- 平成 30 (2018) 年 2 月、平成 30 年度からの 5 年間を期間とする「第 2 期渋川市教育振興大綱」を策定しました。この大綱では「学び合い、励まし合い、ともに生きる教育都市渋川を目指して」を目指すべき将来像とし、渋川市に生きる誰もが教育を基本とした政策、施策、各取組を通じて、お互いを尊重し合い、学びつつ、充実した毎日を送ることができることを目指しています。

3 計画の位置付け

この計画は、本市の最上位計画である「第2次渋川市総合計画」に掲げる「まちづくり基本理念」と「目指すべき将来像」、「施策大綱」や市民憲章の趣旨、「第2期渋川市教育振興大綱」を生涯学習の視点から実現していくための分野別計画で、生涯学習に対する基本的な考え方や施策の方向性を示すものです。

また、生涯学習活動を「地域づくりのための人づくりを進める学習活動」ととらえ、市民一人ひとりを主人公とする視点から、他の分野別計画の施策や事業の生涯学習に関する取り組みについて、調整・整合を図る計画です。



4 計画の構成

この計画は、本市の生涯学習の基本的な考え方を示す「基本理念」と理念の実現に向けて進むべき目標を示す「基本目標」、施策の方針を示す「施策の方向」、具体的な事業の展開を体系整理する「施策の展開」で構成します。

5 計画の期間

この計画の計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。なお、計画の期間中に社会情勢や生涯学習を取り巻く環境の変化や法律、制度の改正等により必要が生じた場合には、随時見直しを行うこととします。

本計画の見直しにあたっては、生涯学習推進本部が市民の代表者で構成される生涯学習推進協議会の意見を踏まえて行います。

期間(年度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
総合計画 (基本構想)	第1次		第2次総合計画									
(基本計画)	後期		前期					後期				
教育振興 大綱	第1期		第2期教育振興大綱									
生涯学習 推進計画	◆見直し				普及・推進							
	第1次		第2次生涯学習推進計画									

前計画では、基本理念である「地域の教育力を高める生涯学習活動の推進」を実現するため、「生涯にわたる学びの実現（学ぶ）」「集いによる人間関係を育む学びの実践（集う）」「学習成果の地域活用（活かす）」「地域の特性を活かす学びの創造（創る）」の4つを基本目標として、関係各所属や各団体等が様々な取り組みを行いました。

本章では前計画の4つの基本目標ごとに、その成果と課題について記します。

1 生涯にわたる学びの実現（学ぶ）

【主な取り組み】

- ①学習情報の収集・提供
- ②多様な学習機会の提供
- ③学習環境の充実

【成果】

ア 市民が主催する学習会の充実と地域づくりの一助とするため、市の職員を派遣し講座を行う「しぶかわ出前講座」のメニューの充実を図り、自治会のサロン等での利用が促進されました。

イ 市民環境大学、介護予防講演会、手話奉仕員養成講座等、教育委員会部局のみならず市長部局の各所属でも多くの講演会や講座を実施し、市民が学んだことを生活の中や地域で生かす機会が増えました。

ウ 市立図書館（渋川・北橋）と公民館図書室（伊香保・小野上・赤城・子持）の間にネットワークシステムを導入したことで、公民館図書室でも市立図書館の蔵書を貸し出しできるようになりました。

◇ 「学ぶ」の実績例

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28
「しぶかわ出前講座」の実施回数	回	65	68	51	49	79
「しぶかわ出前講座」の参加人数	人	2,082	2,754	1,527	1,628	2,915
「市民環境大学」受講者数	人	97	123	122	86	121
「介護予防講演会」参加者数	人	338	710	417	217	231
「手話奉仕員養成講座（入門課程）」受講者数	人	23	14	10	12	24
公民館利用者数	千人	268	267	290	272	270
図書資料の利用冊数 *視聴覚資料を含みます。	千点	373	359	357	358	338

【課題】

ア 経済格差などに左右されずに多くの市民が参加できる、多様な学習機会を引き続き提供する必要があります。

イ 市民が安心して快適に学べる環境を提供するため、公民館や図書館等の施設を計画的に整備し、管理運営する必要があります。

2 集いによる人間関係を育む学びの実践（集う）

【主な取り組み】

- ①市民が集う学習機会の提供
- ②仲間づくりの支援
- ③市民が参画する協働体制の推進

【成果】

ア 地域の住民が集いつながる機会を提供するため、各公民館では講座やイベントなどの各種事業を開催しました。

イ 生涯学習地域づくり推進事業補助金の交付により、各自治会における地区懇談会の実施が推進され、地域の連携と地域住民が地区事業に参画する機会が増えました。

◇「集う」の実績例

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28
「生涯学習地域づくり推進事業補助金」の交付自治会数 *本事業は平成26年度から開始しました。	自治会	—	—	105	108	108
市内全自治会数	自治会	—	—	107	108	108
交付率	%	—	—	98	100	100
世代間交流館事業参加者数	人	610	433	405	460	382
公民館の定期利用団体数	団体	369	380	386	384	393

【課題】

ア 多くの市民が集い交流できるような事業を引き続き開催するとともに、郷土について学べるような要素のある事業を増やすなど、内容の充実を図る必要があります。

3 学習成果の地域活用（活かす）

【主な取り組み】

- ①学習成果の発表機会を提供
- ②学習成果を地域づくりに活用
- ③学習成果を人づくりに活用

【成果】

ア 高齢者の作品展開催や障害のある人のスポーツ大会支援など、対象を絞り込んだ事業を行うことにより、より多くの市民に学習成果を発表する機会が提供できました。

イ 公民館で行っている「わくわく学び塾」は、講師の持ち込み企画による教室開催であることから、経費の削減につなげるとともに市民の生きがいつくりにも寄与しました。

ウ エコリーダーやボランティアガイドの養成を継続実施し、地域を支える市民を増やすことができました。

◇「活かす」の実績例

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28
「エコ・リーダーズセミナー」の受講者数	人	59	47	64	26	39
「わくわく学び塾」の受講者数	人	—	2,081	2,292	2,173	2,221

【課題】

- ア 学習成果や人材の活用については、各施設や地域でボランティアを活用した事業を行うなど一定の取り組みはありますが、市民の生きがいがいづくりにつなげるためにも、さらなる充実が求められます。
- イ 学習成果を通して個人が社会や地域とつながることにより、地域づくりやまちづくりが進展するような仕組みづくりが必要です。

4 地域特性を活かす学びの創造（創る）

【主な取り組み】

- ①地域学習資源の活用支援
②地域特性を再発見する学習活動支援

【成果】

- ア 後世に伝えるべき地域の良さを再発見し残すため、史跡めぐりを実施したり地域めぐりマップを作成した自治会がありました。また、生涯学習推進指導者養成講座修了生が中心となり、小野上地区で野仏めぐりやランタンまつりを実施するなど、地域の学習資源の活用が図られました。
- イ 北橘地区では地域特性を活かすため、「たちばな竹の里フェスティバル」を開催し、行政と学校、地域住民が協働した取り組みが行われています。

◇「創る」の実績例

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28
「たちばな竹の里フェスティバル」の参加者数	人	3,103	3,630	3,500	3,800	4,000

【課題】

- ア 自治会をはじめ、市民の生涯学習活動の中で地域の学習資源を活かしてもらうよう、さらに働きかける必要があります。



しづかわ出前講座【学ぶ】



わくわく学び塾【活かす】

1 基本理念

ふるさと渋川を愛する人づくりのための生涯学習活動の推進

本市では、市町村合併後に策定した総合計画や、まちづくりにおける市民の行動指針となる渋川市民憲章により、行政と市民が一体となってまちづくりに取り組んできました。その目指すべき将来像を実現し、私たちが自分自身を、そして渋川市をもっとよくしたいと願う気持ちを後押しするため、生涯学習の基本理念として、「ふるさと渋川を愛する人づくりのための生涯学習活動の推進」を掲げます。

生涯学習活動は地域づくりを支える人づくりの学習活動であることを踏まえ、また、東日本大震災の経験から地域のつながりや一体感が何より求められることから、より一層、地域に根ざした生涯学習活動を推進する必要があります。

さらに、第2期渋川市教育振興大綱に掲げられた本市の目指すべき将来像「学び合い、励まし合い、ともに生きる教育都市渋川を目指して」を実現するためにも、市民が行政と協働して地域づくりや人づくりに参画することが必須と言えます。市民が生きがいを持って生き生きと心豊かな生活を送るための市民一人ひとりの生涯学習活動が、個人の活動に留まることなく、学習を通して人々が集いつながり合い結びつき、地域の人間関係を育み、その成果が地域づくりに活かされ、誰もが住みよい渋川市を支える人づくりの学習活動に発展することで、多くの「ふるさと渋川を愛する人」が生まれることを願います。

2 基本目標・施策の方向

この計画の基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を設定します。また、それぞれの基本目標ごとに施策の方向を示します。

【基本目標1】生涯にわたる学びの実現（学ぶ）

すべての市民が心豊かで充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたりあらゆる機会に、あらゆる場所で安全に安心して楽しく学ぶことができ、いつでも学びに関する情報が得られ、相談ができる体制の充実を目指します。

施策の方向

- (1) 学びへの情報提供体制と相談体制の充実を図ります。
- (2) 学びのための多様な学習機会を提供します。
- (3) 多様化する学びのニーズに対応できるように学習環境を充実します。

【基本目標 2】 集いによる人間関係を育む学びの実践（集う）

学びによって人がつながるような仲間づくりへ、仲間との活動から団体活動へ、さらに、団体同士の交流や連携から地域づくりやまちづくりへ発展するようなくみづくりを目指します。

施策の方向

- (1) 学びによる仲間づくりや交流が図れるような学習機会を提供します。
- (2) 学びによる仲間づくりを支援します。
- (3) 地域の連携や市民参画を促す協働体制を推進します。

【基本目標 3】 学習成果の地域活用（活かす）

市民が学びにより身につけた知識や技能、経験、また地域づくりを支える人々の主体的な活動の成果をまちづくりに活かしていくしくみづくりを目指します。併せて、地域の多様な人材が活躍できる機会を拡充します。

施策の方向

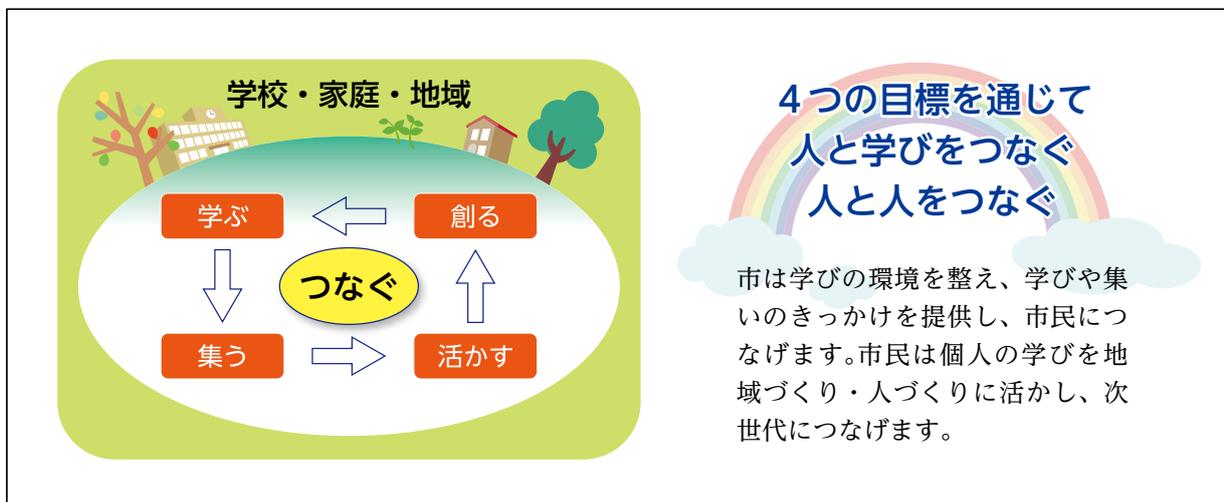
- (1) 学びにより身につけた成果を活かす機会を提供します。
- (2) 学びにより身につけた成果を地域づくりに活かします。
- (3) 地域で活動する人材を発掘・育成し、人づくりに活かします。

【基本目標 4】 地域の特性を活かす学びの創造（創る）

市域全体はもとより、各地域の多様で豊かな学習資源を見つめ直し、地域で昔から続けられてきた文化活動等を守り継続することで、魅力ある地域の特性を再発見し地域づくりに活かす学びの創造を目指します。

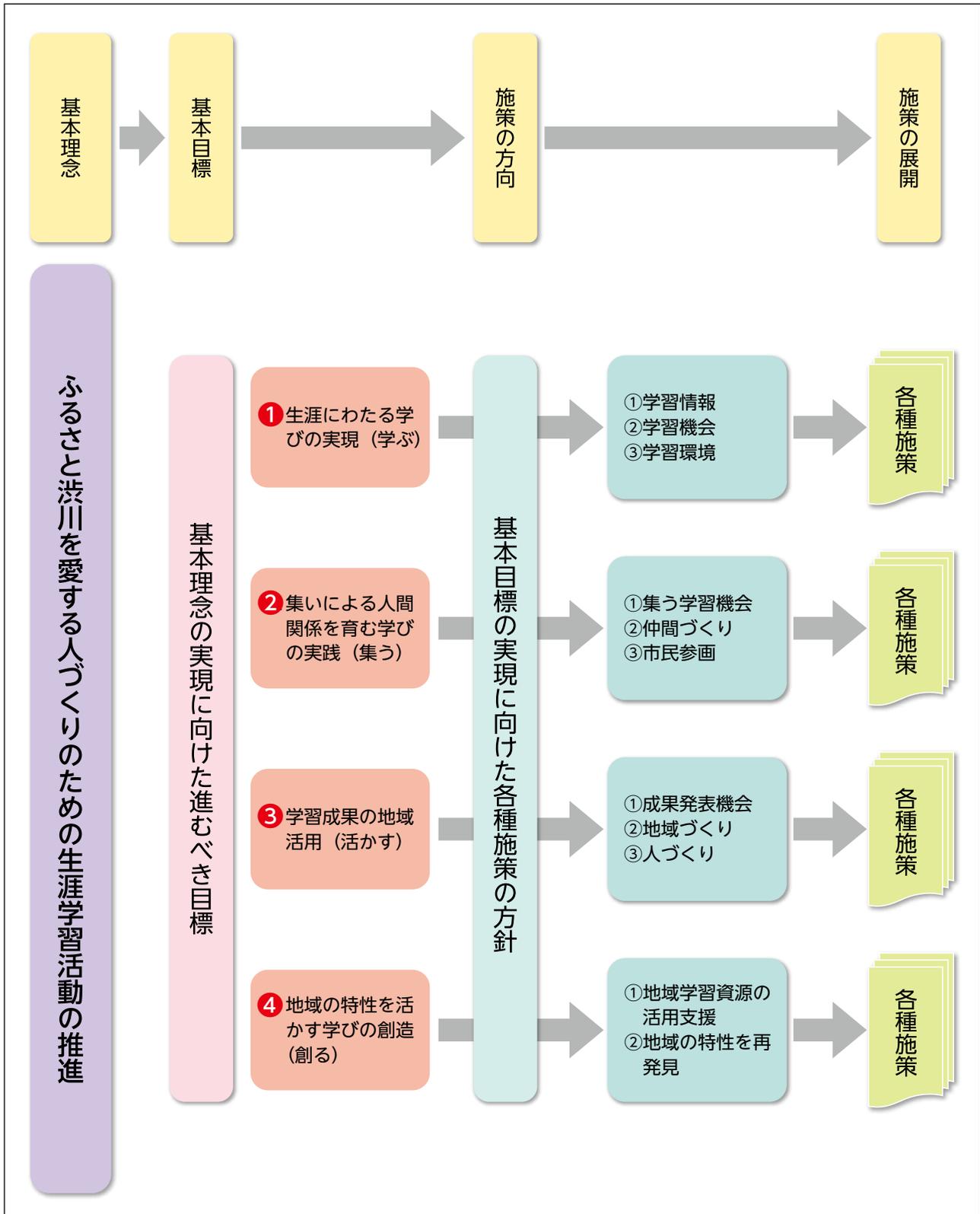
施策の方向

- (1) 地域の学習資源を大切に守る学びを支援します。
- (2) 魅力ある地域の特性を再発見する学びを支援します。



3 計画の体系

各種施策の方向に基づき生涯学習を推進するため、庁内の各種施策を整理・体系化して、市民一人ひとりの主体的な学習活動を支援します。

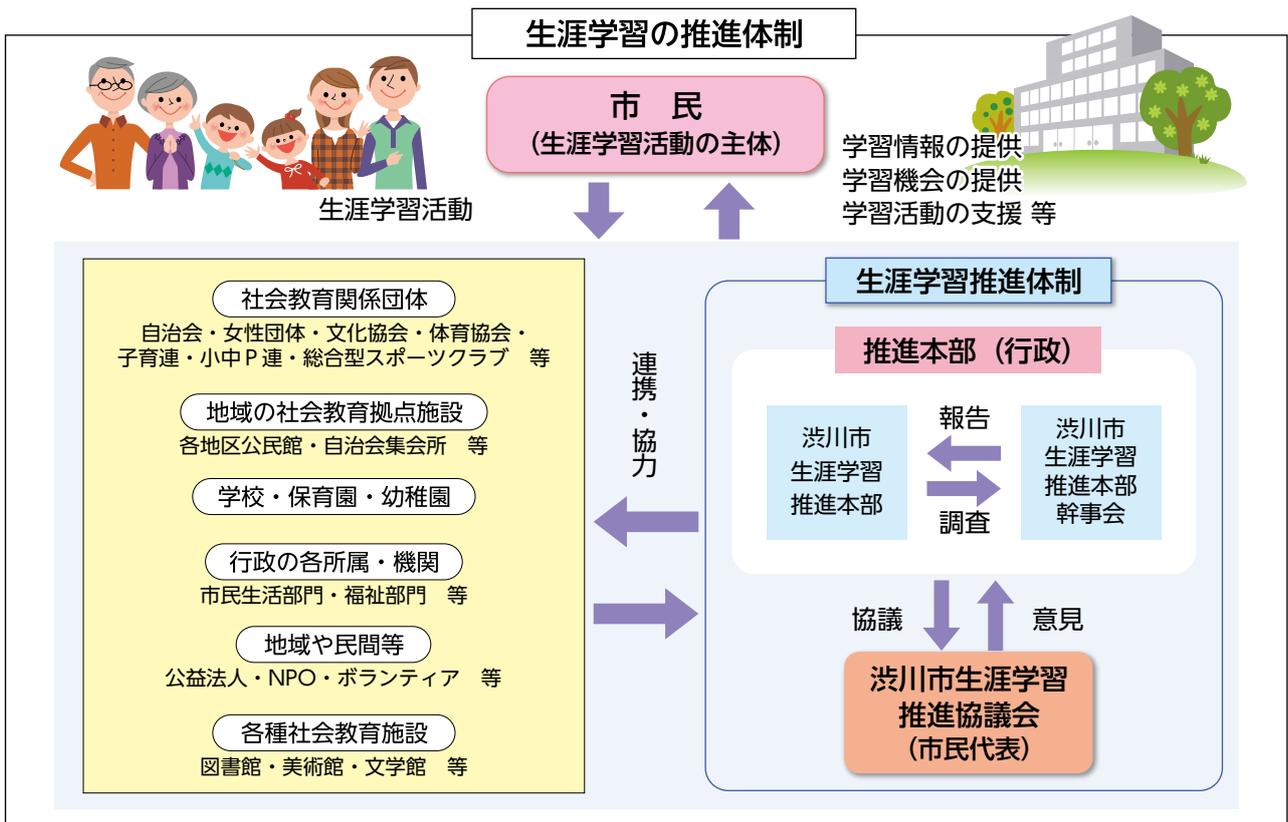


1 計画の推進体制

本計画は、市の施策を生涯学習の視点で総合化し体系化しています。生涯学習の施策は、文化、スポーツ、健康、環境、観光、防災安全等、分野が多岐にわたります。そのため、施策を総合的に推進する体制を整え、市と市民が一体となり連携しながら、市全体で推進していく必要があります。

本市では、市長を本部長とした行政組織である渋川市生涯学習推進本部において、生涯学習活動を支援する施策を整理し体系化を図り、全庁的に生涯学習施策を進めます。また、生涯学習推進本部の所掌事項を効率的に推進するために幹事会を設置し、生涯学習推進計画に関する課題の整理や関連事業の進行管理等を実施するとともに、教育部を中心とした関係各課と連携するための専門部会で、情報交換や情報共有を図ります。

さらに、市民の代表者で構成する渋川市生涯学習推進協議会で、生涯学習推進の基本理念を市民に広く普及し、地域での取り組みを推奨し地域間の連携を図るため様々な方策を研究し、協議会を組織するそれぞれの組織や団体で学習活動を実践します。



2 計画の進行管理

生涯学習推進本部は社会情勢の変化に対応するとともに、生涯学習推進施策の進捗状況や成果を点検評価し、施策の進行管理を行うことにより本計画の有効性を保ちます。

第2次渋川市生涯学習推進計画

発行／渋川市 編集／渋川市教育委員会生涯学習課
〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地 TEL0279-22-2111 (代)